

神戸市開発指導要綱（改訂）

第1部、第2部 平成20年1月1日
第3部 平成20年10月1日

神 戸 市

目 次

第 1 部 神戸市開発基準	1
第 1 章 総 則	1
第 2 章 基本計画	3
第 3 章 公共施設計画	6
第 4 章 公益施設計画	10
第 5 章 雑 則	12
附 則	13
第 2 部 神戸市開発技術基準	16
第 1 章 総 則	16
第 2 章 道 路	17
第 1 節 開発区域内道路	17
第 2 節 開発区域外道路	22
第 3 節 自転車道等	24
第 4 節 緩 衝 帯	24
第 5 節 歩道その他の道路	24
第 6 節 舗 装	37
第 7 節 排水施設	38
第 8 節 交通安全施設等	43
第 9 節 占 用	50
第 10 節 道路の引継	60
第 3 章 公 園	61
第 4 章 上 水 道	63
第 5 章 下水道施設	64
第 6 章 河 川	74
第 7 章 消防水利	83
第 8 章 防災計画	97
第 1 節 宅 地	97
第 2 節 建 物	98

第9章	公害（水質保全）	・・・・・・・・・・・・・・・・	105
第10章	環境事業施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	106
第11章	公益施設用地	・・・・・・・・・・・・・・・・	108
第12章	雑則	・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	附則	・・・・・・・・・・・・・・・・	109
第3部 開発事業に伴う公共施設等の整備に関する要綱			・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
第1章	総則	・・・・・・・・・・・・・・・・	112
第2章	公共施設の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	114
第3章	公益施設の整備	・・・・・・・・・・・・・・・・	116
第4章	雑則	・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	附則	・・・・・・・・・・・・・・・・	119

神戸市開発基準

一部改訂	昭和 55 年 1 月 1 日
一部改訂	昭和 57 年 12 月 10 日
一部改訂	昭和 60 年 4 月 1 日
一部改訂	平成 3 年 6 月 1 日
一部改訂	平成 7 年 4 月 1 日
一部改訂	平成 10 年 10 月 1 日
一部改訂	平成 12 年 1 月 1 日
一部改訂	平成 20 年 1 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 この基準は、神戸市の特質を生かした開発を計画的に行い、均衡ある健全な市街地の形成を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、市街化区域の開発については、根幹となるべき公共施設等の整備に伴って段階的に行うものとする。

(適用対象事業)

第 2 この基準は、宅地開発又は中高層等の住宅建設等を目的とする次に掲げる事業で都市計画法第 7 条第 1 項に定める市街化区域内において行われるものを対象とする。

- (1) 都市計画法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 10 号に掲げる都市計画施設の整備に関する事業
- (2) 都市計画法第 12 条第 1 項第 1 号（公共団体区画整理補助事業を除く。）から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる事業
- (3) 都市計画法第 29 条第 1 項本文の規定に基づく許可が必要な開発行為
- (4) 公有水面埋立法による埋立事業
- (5) 40 戸（当該住宅を建設することにより滅失する住宅がある場合は、本市の認定によってその戸数分を除く。）以上の住宅建設事業（都市計画事業に関連して施行される事業を除く。以下同じ。）ただし、第 42 に規定する基準については 20 戸（当該住宅を建設することにより滅失する住宅がある場合は、本市の認定によってその戸数分を除く。）以上の住宅建設事業。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業には、この基準を適用しないことができる。

- (1) 都市再開発法による市街地再開発事業

(2) 住宅地区改良法による住宅地区改良事業

(定 義)

第 3 この基準において「開発事業」とは、第 2 に規定する適用対象事業をいう。

2 この基準において「施行者」とは、開発事業を施行する者をいう。

3 この基準において「公共施設」とは、道路、公園、緑地、広場、上水道、下水道、河川、運河、水路及び消防水利施設をいう。

4 この基準において、「公益施設」とは、行政施設、教育施設、社会福祉施設、医療施設、交通施設、環境事業施設その他公益上必要な施設をいう。

(関係法令等の遵守義務)

第 4 施行者は、この基準を遵守するとともに、関係法令、関係条例、規則、要綱、本市都市環境基準、その他の基準を遵守するものとする。

2 この基準その他関係法令等の適用に際して明らかでない事項については、事前に市長と協議の上、その指示に従うものとする。

第 2 章 基 本 計 画

(基本原則)

第 5 開発事業の基本計画においては、都市の均衡ある発展に寄与し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、環境の整備改善を図り、交通の安全を確保し、災害の発生を防止し、その他健全な市街地の形成に必要な公共公益施設及び宅地に関する適正な計画を定めるものとする。

2 前項の計画を定めるにあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての利用者にとって安全で快適なものとなるよう十分配慮して定めるものとする。

(開発地区の選定)

第 6 施行者は、開発地区の選定にあたっては、その立地条件、市街化の動向及び将来計画等を把握して定めるものとし、文化財の分布する地区、良好な自然地を含む地区、急傾斜地を含む地区及び地すべりを生じやすい地区、その他災害の恐れのある地区については、事前に十分調査を行うものとする。

2 施行者は、前項に基づく調査の結果、文化財が多く分布する地区、特に良好な自然地を含む地区、危険な急傾斜地を含む地区、大規模な地すべりを生じる恐れのある地区その他災害危険地であることが明らかになった地区については、努めて開発を避けるものとする。

(開発の規模)

第 7 開発の規模は、開発事業を遂行するために必要とする資力、能力及び施行期間等を勘案して定めるものとする。

(開発区域の設定)

第 8 開発区域は、やむを得ない場合を除き、道路、河川、運河、鉄道、その他土地の範囲を表示するのに適当な施設で、開発事業の施行により、その位置が変更しないものを区域境界とするものとし、必要に応じ、当該施設を区域に含めるものとする。この場合において、開発事業の施行を著しく困難にすると認められる場合を除き、都市計画として決定されている公共施設の用に供する土地を除外して定めないこととする。

(土地利用計画)

第 9 土地利用計画にあたっては、その前提となる神戸市総合基本計画等上位計画に基づき、土地利用の区分を明確にし、周辺地域をも勘案した人口計画並びに都市施設の計画及び配置について検討し、適正な土地利用を図るものとする。

2 前項の場合において、道路、公園、その他の施設に関する都市計画が定められているとき、又はそれらの施設の整備及び配置の計画があるときは、それらに適合して定めるものとする。

(自然地の保存、回復及び緑化)

第 10 施行者は、開発区域内において、良好な自然条件を備え、景観上すぐれた環境を有する土地については、その自然的効用を確保するため、自然地として保存するものとする。

2 市街地の拡大や連担防止のため、もしくは周辺環境を阻害しないために、開発区域の周辺は自然地を保存するものとする。

3 施行者は、開発によって生じた裸地について、緑化等により、自然地の復元・回復に努めるものとする。

(環境保全)

第 11 施行者は、開発地区の選定並びに土地利用計画及び環境整備計画の策定にあたっては、市民の健康を守るため、公害の発生を未然に防止し得るよう措置するものとする。

2 施行者は、開発事業のうち神戸市環境影響評価等に関する条例及び関係法令その他特別の定めのあるものについては、環境影響評価を実施するものとする。

(防災計画)

第 12 防災計画においては、地形、地質、過去の災害等の調査を十分行い、宅地として安全な状態に維持できるよう考慮し、開発区域及びその周辺地域に災害が発生しないよう計画するものとする。

2 爆発、火災等の災害発生及び救急事故に対して、迅速かつ有効な防災活動、復旧活動が行えるような街区を計画するとともに、中高層建築物へ消防はしご車等が容易に接近できるよう通路、隅切、保有距離を確保するものとする。

(人口計画)

第 13 開発区域の人口計画にあたっては、住民が均衡ある社会生活を営めるよう適正に計画するものとし、独立住宅の敷地面積は、原則として 100 m²以上とする。なお、1戸当り人員については、次の数値によるものとする。

1戸当り人員 集合住宅 2.6人 (住戸専用面積 30 m²未満のワンルーム

マンションは 1.0人)

独立住宅 3.0人

2 施行者は、上水道施設、下水道施設、教育施設、交通施設等公共公益施設の整備

計画に基づき、人口定着計画を定めるものとする。

(住区の規模、構成)

第 14 住区はおおむね 8,000 人ないし 10,000 人が居住することができる区域とし、幹線街路、鉄道、河川等で分断されず適正な配置及び規模を有する公共公益施設を備えた良好な居住環境が確保されたものとする。

(住宅街区の規模、構成)

第 15 住宅街区は、地形、地盤の性質、日照、通風、採光、予定される住宅の規模、用途、構造等を考慮して定めるものとする。

特に独立住宅街区においては、長方形又はこれに近い形状とする。

(工業地計画)

第 16 工場の建設を主とする開発においては、予定される工場等の配置を考慮して、効率的な街区及び規模を計画するものとする。この場合において、開発区域と周辺区域とは開発区域内に緑地等を設けて遮断するものとし、特に住宅に接する区域では居住環境を阻害しないよう、業種の選択等を考慮するものとする。

(流通業務地計画)

第 17 流通業務施設の建設を主とする開発においては、物資の流通量、物資の流通に関する技術の向上及び流通機構の改善、自動車の交通量、並びに道路、鉄道、港湾等の交通施設の整備のそれぞれの見通しを勘案して規模等を定めるものとし、特に周辺の居住環境を阻害しないよう考慮するものとする。

第 3 章 公 共 施 設 計 画

(道 路 網)

第 18 開発区域及びその周辺の道路網は、土地利用計画に基づき、交通の質と量、並びに自動車及び歩行者の交通動態を推定し、総合的に計画するものとする。この場合において街路の配置間隔は次表の数値を標準とする。

街 路	住 宅 地	工 業 地
幹 線 街 路 (幅員 22m 程度)	1,000m	500m
補助幹線街路 (幅員 12m 程度)	500m	250m

(主 要 な 道 路 の 幅 員)

第 19 開発区域内における主要な道路の幅員は、次表の数値以上とする。

開 発 面 積	住 宅 地	工 業 地
2.5ha 以上 20ha 未満	10m	12m
20ha 以上 40ha 未満	12m	16m
40ha 以上	22m	22m

2 開発区域面積が 2.5 ヘクタール未満であっても、おおむね 100 戸以上の宅地開発にあたっての、主要な道路の幅員は 10 メートル以上とする。

(区 画 街 路)

第 20 区画街路は、各住宅へ直接面する街路であるため、通過交通を避け、幹線街路及び補助幹線街路との接続が少なくなるよう計画するものとし、その幅員は、原則として 6 メートル以上とする。

2 開発行為が、幅員 6 メートル未満の既設道路に接して行われる場合には、当該道路を前項の道路とみなし、当該道路の中心線から水平距離 3 メートル以上を道路として整備するものとする。ただし、将来とも拡幅が予想されないと認められる道路については、この限りでない。

(開 発 区 域 外 道 路 と の 接 続)

第 21 開発区域内の主要な道路は、その幅員で幅員 10 メートル (主として住宅の用に供する目的で行う開発にあっては、7.5 メートル) 以上、かつ、開発区域内の主要な道路の幅員以上の幅員を有する規格改良済 (歩車道分離の必要のあるものは、歩道整備後) の開発区域外道路に接続させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず開発区域の周辺道路状況及び開発事業の規模により、車両の通行に支障がないと本市が特に認めた場合にあっては、車道幅員 4 メートル以上の開発区域外の既設道路に接続させることができるものとする。

(歩車道の分離)

第 22 開発事業により設けられる幅員 10 メートル以上の道路は、すべて歩車道を分離する。

2 歩行者の動線は、車の交通動線との交差を少なくするものとし、主要な歩行者動線が幹線街路と交わる場合は、立体交差させるものとする。

(自転車道等)

第 23 自転車道などは、開発規模の大小にかかわらず努めて設けるものとする。この場合において通勤、通学、購買等の歩行者及び自転車動線、公園、緑地、河川等公共公益施設の配置を勘案して計画するものとする。

(緩衝帯)

第 24 土地利用計画において、通過交通により生じる騒音が、周辺住民の生活を著しく害すると予想される幹線道路に面する区間には、車道端より幅 10 メートル以上の緩衝帯(緑地、築堤、防音壁等)を設けるものとする。ただし、予定建築物の用途及び敷地の配置を勘案し、特に必要がないと認められる場合はこの限りでない。

(街路の無電柱化)

第 25 景観等に配慮すべき地域の幹線街路及び補助幹線街路については、無電柱化(地中化等)に努めるものとする。

(道路の舗装)

第 26 開発事業により設けられる道路は、アスファルト系または、コンクリート系の全面舗装を行うものとする。

(公園)

第 27 公園は、開発区域面積の 3%以上、かつ、計画人口に応じた次表の数値以上の面積となるよう整備するものとする。ただし、0.3 ヘクタール未満の規模の事業を除く。

計 画 人 口	公 園 面 積
10,000 人未満	計画人口×1 m ²
10,000 人以上 20,000 人未満	計画人口×4 m ²
20,000 人以上 30,000 人未満	計画人口×5 m ²
30,000 人以上	計画人口×6 m ²

2 公園面積は、150 平方メートル以上とする。

(公園の配置)

第 28 公園の配置は、住民が安全かつ有効に利用できるよう適正に定めるものとする。

2 公園の種類及び数は、次表を標準とする。

計 画 人 口	公 園 配 置
10,000 人未満	街区公園を誘致距離に応じて適切に配置する。
10,000 人以上 20,000 人未満	街区公園 4 か所～8 か所 近隣公園 1 か所～2 か所
20,000 人以上 30,000 人未満	街区公園 8 か所～12 か所 近隣公園 2 か所～3 か所
30,000 人以上	街区公園 12 か所以上 近隣公園 3 か所以上 地区公園 1 か所以上

3 誘致距離は、街区公園にあつては 250 メートル、近隣公園にあつては 500 メートル、地区公園にあつては 1,000 メートルを標準とする。

4 街区公園は、幹線街路に面しないよう配置するものとする。

5 既存の公園が開発区域に近接している場合においては、誘致距離のバランスや公園の一体化について配慮した配置に努めること。

(公園の規模)

第 29 公園の敷地面積は、街区公園にあつては 0.25 ヘクタール、近隣公園にあつては 2 ヘクタール、地区公園にあつては 4 ヘクタールを標準とする。

(駅前広場)

第 30 駅前広場は、計画駅勢圏人口、想定乗降客数、交通手段別駅利用者等に応じて必要な面積及び施設を計画するとともに駅前地区にふさわしい景観を保持するものとする。

(上水道)

第 31 開発区域に対する給水は、原則として、本市水道事業施設から行うものとする。この場合において、施行者は、水道事業管理者が定める基準により、開発区域に給水するため必要な施設を設置するものとする。ただし、中高層建築物に対する給水の場合を除いて、直接給水できない場所に対する給水は、行わないものとする。

(下水道)

第 32 下水道施設は、開発区域の規模、計画人口、地形等から想定される汚水量及び地形、降水量等から想定される雨水量を支障なく処理できるよう計画するとともに、雨水と汚水とを別々の管路で排除する分流式にするものとする。

(河川)

第 33 河川については、洪水等による災害の発生を防止し、その正常な機能を維持するとともに、土地利用計画上適正に利用されるよう計画するものとする。

(水路)

第 34 市有に属する水路（河川及び下水道以外の公有水路）については、災害の発生を防止し、その正常な機能を維持するよう計画するものとする。

(消防水利)

第 35 消防水利（防火水槽及び消火栓）の配置は、防火対象物から一の水利に至る距離が近隣商業・商業・工業・工業専用地域にあつては 80 メートル以内、その他の地域にあつては 100 メートル以内となるよう設置するものとする。ただし、開発区域面積が 2 ヘクタール以上の場合、消防水利の一は防火水槽とし、10 ヘクタールごとに一の防火水槽を加えるものとする。

2 消火栓以外の消防水利がない市街化区域（神戸市消防基本計画に基づく「250mメッシュ図」の区域）においては、開発区域面積が 2 ヘクタール未満であっても防火水槽又は地中梁水槽（建物の基礎を利用する水槽）を設置するよう努めるものとする。

第 4 章 公 益 施 設 計 画

(行政施設)

第 36 区役所、消防署、保健所等の行政施設については、市長が必要と認める場合には、適切に設置できるよう必要な敷地を確保するものとする。

(学校教育施設)

第 37 学校教育施設については、通学・通園区域及び通学・通園の安全を考慮して配置するものとする。1 住区に小学校 1 校、幼稚園 1 園を、2 住区に中学校 1 校を、3 住区に高等学校 1 校を計画するものとし、その必要敷地面積は、小学校は 2 ヘクタール、中学校は 2.5 ヘクタール、高等学校は 4 ヘクタール、幼稚園は 0.3 ヘクタールを標準とする。

(社会教育施設)

第 38 社会教育施設については、開発区域周辺の計画人口及び施設整備状況を考慮し、人口 10 万人につき、体育施設及び教養文化施設をそれぞれ 1 か所計画するものとし、その必要敷地面積は、体育施設は 1.5 ヘクタール、教養文化施設は 0.6 ヘクタールを標準とする。

(社会福祉施設)

第 39 保育所、児童館及び地域福祉センターについては、交通の利便性及び利用者の安全を考慮して適正に配置するものとする。1 住区に保育所及び地域福祉センター 1 か所を、2 住区に児童館 1 館を配置するものとし、その必要敷地面積は、保育所は 2,000 平方メートル、児童館は 550 平方メートル、地域福祉センターは 420 平方メートルを標準とする。

2 前項に定める施設以外の社会福祉施設については、市長が必要と認める場合には、開発区域周辺の計画人口、施設の整備状況及び利用者の利便性等を考慮して、適正に配置することができるよう、必要な敷地を確保するものとする。

(医療施設)

第 40 病院、診療所等については、市長が必要と認める医療施設の設置を図るものとする。

(交通施設)

第 41 施行者は、居住者の利便を考慮して必要な交通施設を計画するものとする。

(環境事業施設)

第 42 一般廃棄物（可燃ごみ、不燃・資源ごみ等）の持ち出し、保管及び収集に必要な集積施設を適正に設置するものとし、その規模については次表の数値を基準とする。

集積施設		基 準	
		個 数	面 積
独立住宅	可燃ごみ用	20 戸に 1 か所	4.5 m ²
	不燃・資源ごみ用	100 戸に 1 か所	10 m ²
集合住宅	可燃ごみ用	1 棟（20 戸）に 1 か所	4 m ²
	不燃・資源ごみ用	1 区画（100 戸）に 1 か所	10 m ²

ただし、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」第 2 条第 3 項に規定するワンルームマンションについては、別途基準を定めるものとする。

2 ごみ処理工場、事業所、収集車両車庫等の環境事業施設について市長が必要と認める場合には、適切に設置できるよう必要な敷地を確保するものとする。

(集 会 所)

第 43 集会所については、計画人口に応じ必要とする箇所に住区センター又は公園に隣接して適正に配置するものとし、その床面積は次表の数値を基準とする。ただし、開発区域が 1 住区を超える規模を有するものにあつては住区単位に 1 か所設置する等適正な配置に努めるものとする。また、計画戸数 200 戸未満かつ計画人口 800 人未満の場合は設置しないことができるものとする。

計 画 人 口		床 面 積
3,000 人未満		計画人口 × 0.11 m ² 以上
3,000 人以上	6,000 人未満	計画人口 × 0.10 m ² 以上
6,000 人以上	9,000 人未満	計画人口 × 0.09 m ² 以上
9,000 人以上	10,000 人未満	計画人口 × 0.08 m ² 以上
10,000 人以上		計画人口 × 0.07 m ² 以上

〔 集会所の床面積は、計画人口を上表左欄に掲げる人口に区分し、当該区分に応ずる同表右欄に掲げる係数を順次適用して計算した面積の合計となる。 〕

(住区センター)

第 44 住区を中心となる近隣施設で、必要な行政施設、医療施設、集会所、購買施設、警察派出所、郵便局、その他の利便施設は、地区住民が最も利用しやすい場所に住区センターとして、まとめて設置するよう計画するものとする。

第 5 章 雑 則

(公共施設及び公益施設の引継)

第 45 施行者が設置した公共施設及び公益施設の引継については、施行者と各施設の管理者となるべき者との間で協議し、その都度定めるものとする。

(駐 車 場)

第 46 開発区域内において集合住宅の建設を計画する場合には、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の規定による駐車施設の確保に関する指導に従うものとする。

第 46 の 2 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づき自転車駐車場を設けるものとする。

(空閑地等の緑化)

第 46 の 3 独立住宅以外の建設を目的とする開発事業においては、沿道の景観に配慮して区域内の空閑地を樹木により緑化するものとする。また、建築物についても沿道の景観や環境に配慮した緑化に努めるものとする。

(施工計画・施工管理)

第 47 施行者は、開発に伴う騒音、振動及び粉じん等の公害を防止する等の措置をとるものとする。

2 施行者は、開発に伴う工事用車両の通行について騒音、振動、粉じん及び道路交通上の危険を防止するため必要な措置をとるものとする。

(産業廃棄物の適正処理等)

第 47 の 2 施行者は、開発に伴い発生する産業廃棄物の処理計画を策定し、当該計画に基づき産業廃棄物を適正に処理するものとする。

2 施行者は、建築廃材等の産業廃棄物を受け入れて、土地の造成を行う場合にあっては、あらかじめ処分事業計画書及び必要な添付書類を提出して市長に協議するものとする。

(適用の特例)

第 48 市長は、この基準を適用することが開発区域の立地条件等からして著しく不相当と認める場合、土地区画整理法第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業で特に必要と認める場合その他公益上特に必要と認める場合には、施行者と協議の上、特別の定めをすることができる。

(市街化調整区域への準用)

第 49 都市計画法第 7 条第 1 項に定める市街化調整区域において行われる開発事業についても本基準を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この改訂基準は、昭和 49 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この改訂基準の施行期日までに、開発事業の施行に関して、行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のもの又は市長が特に必要と認めるものは、従前の例による。

(現基準の廃止)

3 現基準(昭和 45 年 12 月 1 日)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、昭和 57 年 12 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行の際、開発事業の施行に関して行政機関の開発行為の許可等の処分を得るため、現に開発事業の事前審査中のものについては、なお従前の例による。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。